

第15節 区役所の災害応急活動（公助）

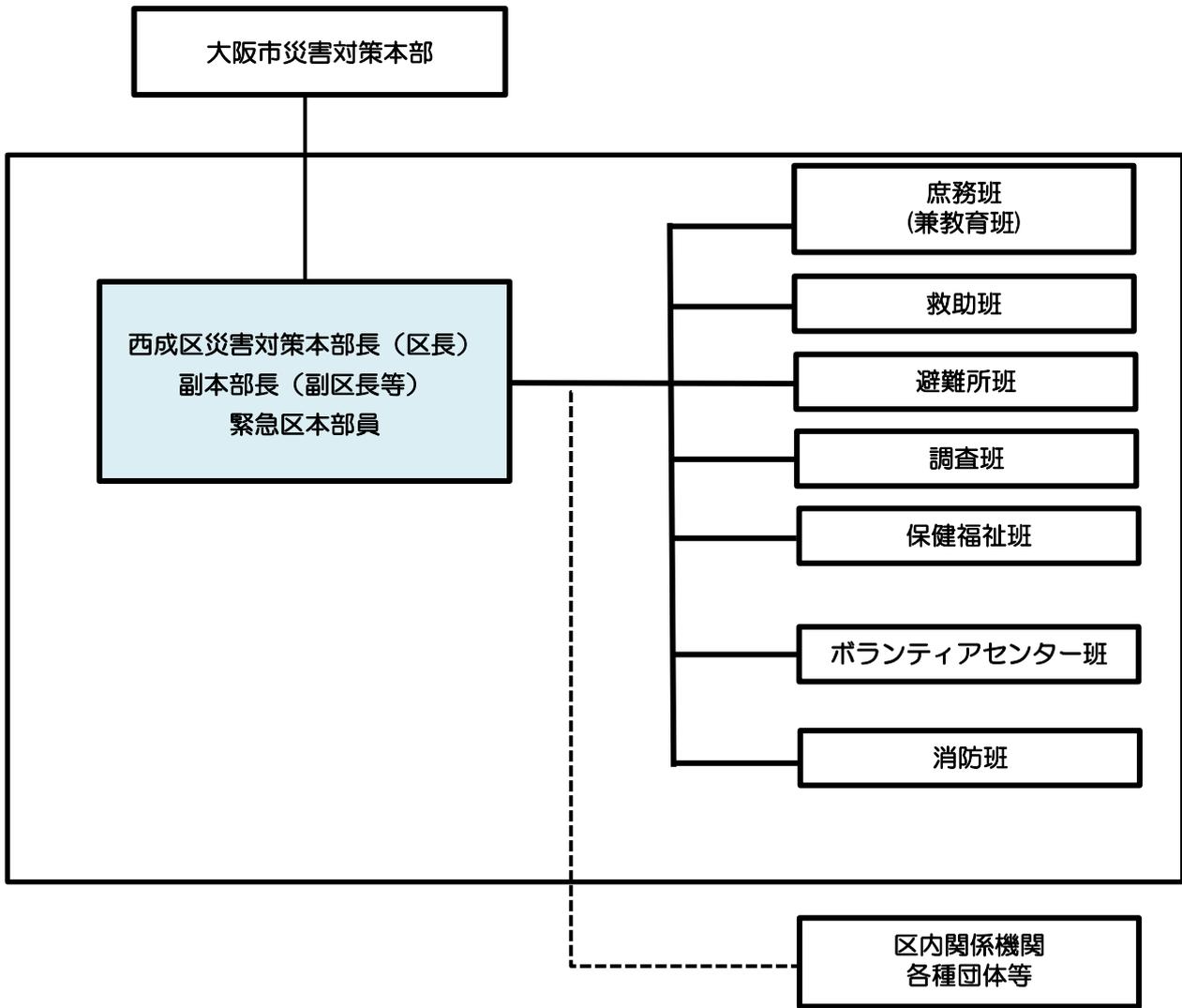
1. 活動体制

区域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害対策を行うための組織及び動員体制を整備します。

（1）西成区災害対策本部の体制と各班の役割

班名称	役 割
庶務班 (兼教育班)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各班の連絡統制に関する事 2. 各部、関係機関への対応協力要請に関する事 3. 市災害対策本部との連絡に関する事 4. 予算経理に関する事 5. 情報の収集、伝達及び広報に関する事 6. 義援金品の受付、並びに保管に関する事 7. 遺体の処理及び火葬に関する事 8. 災害記録（写真・映像含む）に関する事 9. 学校園等との連絡調整に関する事 10. 他の班の所管に属しないこと
救助班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の応急救助の連絡調整に関する事 2. 救援物資の調達保管及び配給に関する事 3. 応急給水に関する事 4. 義援金品の配分に関する事 5. 団体等の協力活動の連絡調整に関する事
避難所班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の受入に関する事 2. 避難者の誘導に関する事 3. 避難所受入状況の把握に関する事 4. し尿の処理に関する事 5. ごみの処理に関する事
調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況の調査に関する事 2. 罹災・被災証明書の発行に関する事 3. がれきの処理に関する事 4. ボランティアの調整に関する事
保健福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の医療救護に関する事 2. 防疫・保健衛生に関する事 3. 区医師会等との連絡調整に関する事 4. 避難行動要支援者への避難支援に関する事
ボランティアセンター班	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティアセンターの開設、運営に関する事
消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防に関する事 2. 被災者の救急・救助に関する事

組 織 図



(2) 動員体制

本部体制	種 別	災 害 状 況
区災害対策本部	1号動員	区の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき。
	2号動員	災害対策活動を実施する必要があるとき。
区災害対策警戒本部	3号動員	被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき。
情報連絡体制	4号動員	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき。

2. 協働協力体制

(1) 防災関係機関の災害時の役割

【区役所】

- ・ 災害が発生した場合、区役所に区災害対策本部を設置します。
- ・ 区災害対策本部では市民への避難に関する勧告及び避難指示等の災害広報や、西成区全地域の災害時避難所開設にかかる支援を行うほか、区内の被害状況を把握し、各防災関係機関と連携して必要な救出救護、物資調達、復旧作業、被災者支援等を行います。

【消防署】

大規模災害発生時には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生しますが、大規模火災へと発展させないよう、火災の早期鎮圧を図るための火災防御活動を最優先とし、並行して救助救急活動を実施します。津波発生時には、火災などに対応していない消防隊で迅速な避難広報活動を行います。

【警察署】

- ・ 被災者の救出救助及び避難指示
- ・ 交通規制・管制
- ・ 遺体の検視（死体調査）等に関する措置
- ・ 犯罪の予防・取締り、その他治安の維持

【建設局工営所】（道路管理者）

- ・ 施設の点検
道路の被害状況や安全確認を行い、使用可能な緊急交通路を把握します。
- ・ 二次災害の防止（通行規制の実施）
二次災害の防止等に向け、交通管理者と連携し被災箇所の通行止めや通行規制を行います。
- ・ 道路啓開の実施
緊急業者や民間協力団体等の協力を得て、道路啓開等の応急対策を実施します。

【建設局津守管路管理センター】（下水道関係）

- ・ 下水道施設の被害は、震災後における復旧活動、市民生活の安定などに与える影響が大きいため、被害状況を迅速かつ確に把握し、関係機関と調整を図り、施設の速やかな復旧を図ります。
- ・ 下水道施設の被災に起因する、二次災害の発生防止や、被害拡大の防止に努めるなど、市民生活の安全・安心を確保します。
- ・ 市内事業所排水及び下水処理場流入・放流水の水質監視を行い、環境への負荷量削減に努めます。

【建設局公園事務所】（公園管理者）

- ・ 公園施設及び街路樹の被害状況調査
- ・ 公園施設及び街路樹などの応急対策
- ・ 広域避難場所の管理
避難勧告、避難指示が出され、広域避難場所に市民を避難させる時には、区役所から派遣された職員が実施する広域避難場所開設に連携・協力を行います。

【環境局環境事業センター】

- ・ ごみ、がれき等の処理

【水道局】

- ・ 広域避難場所、災害時避難所、近隣の都市公園などに、仮設水槽や仮設給水栓を設置して応急給水拠点を開設します。また、人工透析を行う病院等、連続的な水の供給が不可欠な重要施設には、必要量の水を緊急輸送する運搬応急給水を行います。

【区社会福祉協議会】

- ・ 災害時における災害ボランティア活動支援センターの開設・運営
- ・ 災害時要配慮者に対する見守り活動の支援（西成区緊急時要援護者登録事業の協同事務局）

【大和川右岸水防事務組合】

- ・ 河川増水時の堤防や護岸の巡視、及び災害発生の危険性がある箇所への水防工法の実施。
- ・ 津波警報発令時の鉄扉の閉鎖

（２）ボランティアの調整

被害状況やボランティア参集状況を勘案し、西成区社会福祉協議会と連携して、西成区災害ボランティア活動支援センターを開設します。

災害ボランティア活動支援センターの業務内容

- ・ 災害情報の収集・提供・連絡調整
- ・ 被災者のニーズの把握、被災者への情報提供
- ・ 大阪市災害ボランティア活動センターとの連携
- ・ 災害ボランティアの受け入れ
- ・ ボランティアへのオリエンテーション
- ・ 災害ボランティア活動の集約・管理
- ・ ボランティアの保険加入手続き

3. 広報活動

災害直後の津波警報や地震火災などの危険が切迫し、避難勧告・指示を発令した場合は、緊急広報を実施します。緊急広報は、その時点で活用できるすべての手段を用いて、できる限り迅速に直接広報を行います。

また、災害時の一般広報は、市や区からの直接的な広報（呼びかけ）が区民等の混乱を防止するうえで非常に重要であるため、時間の経過とともに変化する区民のニーズや、被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点で活用できる広報手段の中から最も効果的なものを用いて適宜、的確に周知できるようにします。

【広報手段】

- ・ 屋外防災スピーカーからの一斉放送
- ・ 区ホームページやSNS（ツイッター、フェイスブック）等のインターネット利用
- ・ 広報車や自転車等による職員の現場広報
- ・ 自主防災組織等による個別広報
- ・ チラシ等印刷物による広報

【広報内容】

- ・ 災害情報：避難勧告・指示の状況、気象警報、特別警報、災害発生状況、津波に関する情報等
- ・ 被害情報：人的被害の状況、建築物・構造物被害、道路・交通機関等の被害状況等
- ・ 安否情報：避難所等の状況、救助活動の状況、一斉帰宅の抑制の呼びかけ、その他、安否にかかる状況
- ・ 生活関連情報：ライフラインの被害状況と復旧見込み、食糧、生活必需品の供給状況等
- ・ 行政支援情報：罹災・被災証明書の発行情報、相談窓口の開設状況等

4. 避難・安全確保

(1) 避難勧告・避難指示

避難の勧告、指示は、次の状況が認められる場合、またはこれらの状況が切迫し急を要する場合に実施されます。

- ・ 地震火災の拡大等により市民等に生命の危険が及ぶと認められるとき
- ・ 大津波警報又は津波警報が発表され、津波による家屋の損壊、浸水等の危険が認められるとき
- ・ その他災害の状況により必要と認めるとき

(2) 避難誘導、避難者の受け入れ

① 避難誘導

避難勧告・指示が出された場合、大津波警報、津波警報が発表された場合、または大規模火災等が発生し危険と判断された場合は区災害対策本部職員を派遣して、自主防災組織などとともに警察官と連携し、周囲の状況を勘案して災害に応じた適切な避難場所に誘導します。

② 避難者の受け入れ

災害が発生して多くの避難者が発生すると想定される場合、区災害対策本部の避難所班が災害時避難所へ赴き、地域の自主防災組織と協力して避難所を開設します。

<災害時避難所管理の留意事項>

- ・ 避難所班においては、避難者に関する情報を速やかに把握し、かつ在宅避難者にかかる情報の把握にも努めます。
- ・ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、避難所内の状況把握と避難者への情報提供及び防犯対策に努めます。
- ・ 避難者のメンタル面を含めた健康状態や避難所の栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるとともに、長期間の対応が可能な体制整備を図ります。
- ・ 避難所の運営においては、男女共同参画を推進するとともに、高齢者や障がい者、外国人など、あるいは男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮するものとします。

5. 医療・救護

(1) 救護所の設置

災害発生後、区災害対策本部は、負傷者の発生状況、医療機関の被害状況、医療業務の実施状況に応じて、市災害対策本部と連携して、原則として次の場所に救護所を設置します。

- ・ 災害現場または現場付近
- ・ 避難施設（災害時避難所、広域避難場所）
- ・ 特例場所（被災地周辺の医療機関）

(2) 保健師等による健康相談

区災害対策本部は、災害時避難所の状況を調査し、避難所等へ保健師を派遣します。保健師等は、救護所、災害時避難所を巡回し被災者の健康管理、栄養指導等を行います。

6. 生活物資

(1) 応急給水

震災直後は、災害時避難所・区役所に備蓄している飲料水を活用します。

また、市災害対策本部水道部（水道局）が、広域避難場所、災害時避難場所等に応急給水の拠点となる仮設水槽等を設置し、拠点応急給水を実施するので、区災害対策本部は自主防災組織と連携し応急給水体制の確立に協力します。

災害時避難所となる学校では、受水槽及び高架水槽が設置されているので、その水についても活用を図りながら、応急給水拠点の早期開設に努めます。

（２）食料の供給

区災害対策本部は応急食料の供給が必要と認められる場合は、備蓄食料の活用、既製食品・米穀の調達により対応しますが、それが困難な場合は、市災害対策本部に食料調達の要請を行います。また、炊き出し給食を行う場合は、自主防災組織等の協力を得て、避難所内またはその近隣の適当な場所を選定して実施します。

（３）生活物資の供給

生活必需品の調達は、まず災害時避難所や区役所にある備蓄物資を活用して行います。また、必要のある場合は、市災害対策本部に調達を要請します。

7. 遺体仮収容（安置）所の設置と遺体の収容

区災害対策本部は、状況に応じ遺体仮収容(安置)所を公共施設や寺院等に設置し、職員を派遣して警察官と協力して遺体の収容にあたります。

8. 広聴

（１）臨時相談所の開設

区災害対策本部は、被災者の要望を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設や災害時避難所に臨時相談所を開設します。また、災害発生後には、区民や区外・市外の住民から多くの電話が殺到することが予想されます。これらの問い合わせ・相談に対しては「問い合わせ専用班」を設置して対応にあたります。

9. 被災者支援

（１）義援金品の受付及び配分

（２）金融支援等

- ① 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付
- ② 生活福祉資金の貸付
- ③ 市税等の減免

（３）罹災・被災証明書、り災証明書

各種支援措置の適用にあたって必要とされる住家の被害認定のため、損壊家屋については区長が「罹災証明書」又は「被災証明書」を、火災・消火損については消防署長が「り災証明書」を発行します。区災害対策本部及び消防署は、被災した家屋を調査し、被害認定の基準または「火災に関する証明書等の取扱要綱」に従って証明を行います。